

公益財団法人岡山県スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ公認規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岡山協議会基本規程第6条に基づき、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する公認規程に関することについて定める。

(目的)

第2条 この規程は、総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）を公認し、その事業を支援することで育成を図るとともに、総合型クラブ岡山協議会への加入を促進し、公共性の高く持続可能な「社会の仕組み」として地域社会への定着を促すことを目的とする。

(公認の要件)

第3条 公認可能と判断する要件は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県内を活動拠点としていること
- (2) 多種目、多世代のスポーツ活動を、指導者を適正に配置し、年間を通じて定期的実施していること。
- (3) 規約、年間事業計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (4) 設立総会（総合型クラブを設立するための総会をいう。）を行っていること。 ※新規に創設した総合型クラブのみ
- (5) 事務局を設置し、総合型クラブの運営に関する事務を行う事務局員を配置していること。
- (6) 会員から運営に必要な会費を原則徴収していること。
- (7) 総合型地域スポーツクラブ全国協議会に未加盟であること。

(公認申請)

第4条 前条に定める要件を具備した総合型クラブが公認を申請する場合には、岡山県総合型地域スポーツクラブ公認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

[様式第1号]

- ①基礎情報書類（総合型クラブ概要等）
- ②規約・会則・定款等
※前回提出以降、変更がある場合のみ
- ③役員名簿
※前回提出以降、変更がある場合のみ
- ④総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
- ⑤設立趣意書その他設立総会の開催に係る資料
※新規に創設した総合型クラブのみ提出
- ⑥前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

(公認認定)

第5条 会長は、前条の規定により公認の申請があったときには、書類の審査を行い、公認の可否について決定するものとする。

2 会長は、第1項の規定により公認の可否を決定した場合にはその決定の内容を、岡山県総合型地域スポーツクラブ認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(有効期限)

第6条 公認認定の有効期限は、当該年度の11月1日から1年間とする。

(公認更新審査)

第7条 公認認定は、年度ごとにこれを更新する。

2 更新を希望する総合型クラブは、第4条に定める書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

(権利)

第8条 公認クラブは、次の権利を有する。

- (1) 本会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 総合型地域スポーツクラブ岡山協議会(以下、「岡山協議会」とする。)の準登録クラブとする。なお、議決権は有しないこととする。
- (3) 岡山協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。

(遵守事項)

第9条 公認クラブは適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 意思決定機関の議決により整備された、規約・会則・定款等(以下、「規約等」という。)に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を意思決定機関で議決すること。
- (3) 公認認定審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規定等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役員等の関係者に本会倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「公益財団法人岡山県スポーツ協会及び加盟団体にお

ける倫理に関するガイドライン」に則り、諸規定及び体制等を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

(認定料)

第10条 本会は、第5条に定める公認認定を行った総合型クラブから認定料を受領するものとする。

2 前項に定める認定料は2,000円とする。

(処分)

第11条 本会は、公認クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為(以下、「違反行為」という。)の疑いがあるときは、本会が定める倫理規程に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合は、別に定める処分基準に基づき当該公認クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱については、本会の個人情報保護方針を適用することとする。

(改定)

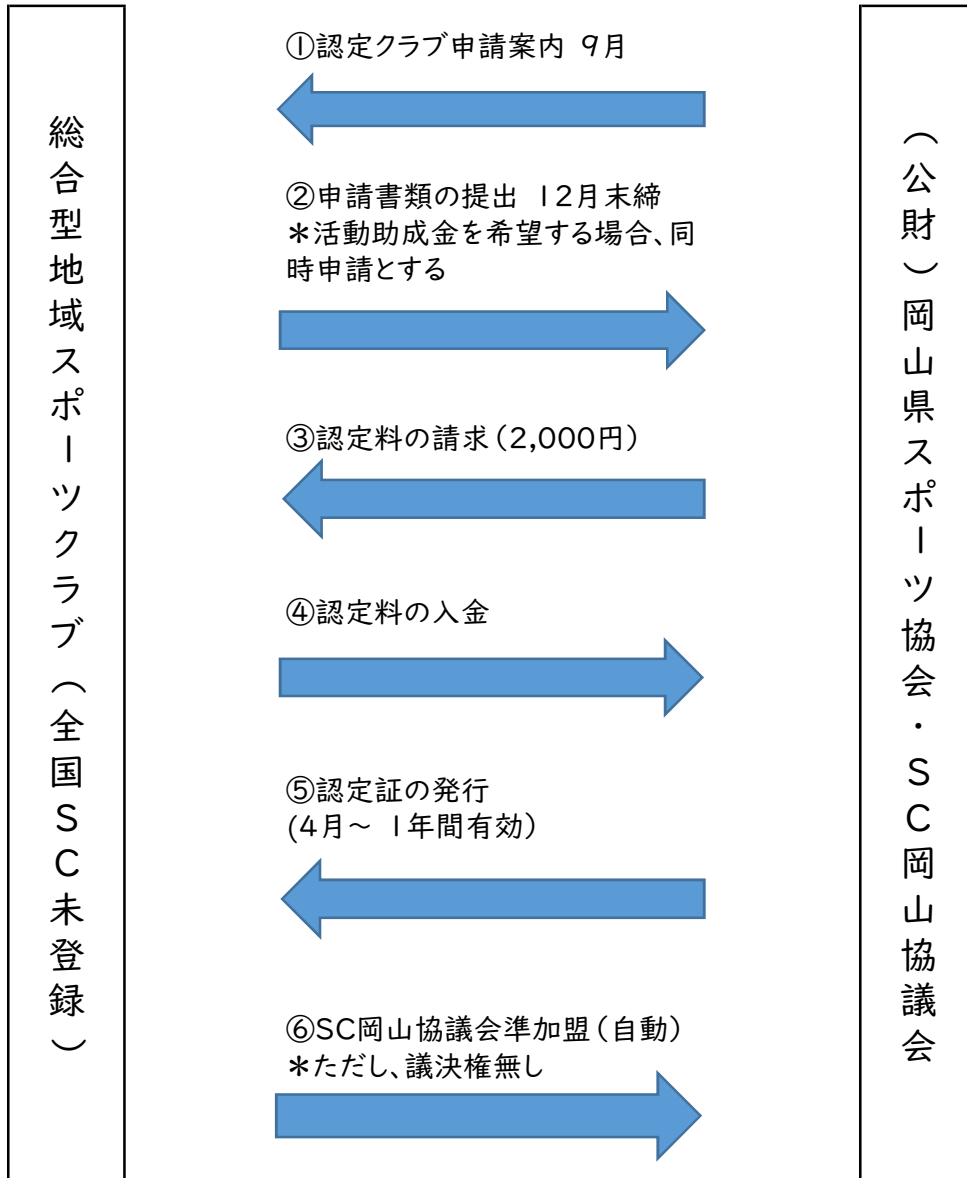
第13条 本規程は、本会普及委員会の議決により変更することができる。

附則

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

公認クラブ手続きのフローチャート

*SC全国協議会に未登録のクラブを対象に、希望するクラブは所定の申請をすることで、(公財)岡山県スポーツ協会公認クラブとし、助成金等の事業対象とします。本公認制度は、登録の有無に関わらず可能な限り平等に県内クラブを支援するために新たに設けた制度です。なお、この公認制度を活用するクラブは、数年後にSC全国協議会に登録することを前提としております。



〈②申請書類について〉 *総合型地域SC登録申請書類1)~9)の内下記の4つを提出
1) 基礎情報書類(総合型クラブ概要等)
2) 規約・会則・定款等
3) 役員名簿 } (認定初年度のみ 以後、変更があった場合に提出)
4) 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
5) 設立趣意書・その他設立総会の開催に係る資料(新規創設クラブのみ提出)

データ送付メール: sc-okayama@okayama-taikyo.or.jp